

1. 事業の目的

あしなが育英会は、保護者（父または母など）が病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または著しい障害を負っている家庭の子どもたちに奨学金を交付して、進学援助を行うと共に教育指導と心のケアを行い、もって「暖かい心」「広い視野」「行動力」「国際性」を兼ね備え人類社会に貢献する人材を育成することを目的としています。

2. 設立のいきさつ

あしなが育英会は、同じ境遇の遺児たちによる街頭募金などの“汗”と、市民のあたたかい“心”によって発足しました。1984年、街頭募金やあしながさん（継続的なご寄付者）の支援によって進学できた交通遺児たちは、「恩返し運動」で災害遺児育英運動を開始し、1988年から「災害遺児の高校進学をすすめる会」による奨学金制度を発足させました。

さらに、進学できた災害遺児が中心となり、病気遺児たちの奨学金制度づくりに取り組み、1992年4月に「病気遺児の高校進学を支援する会」による奨学金制度が発足しました。1993年4月、両会は合併し新しく「あしなが育英会」（玉井義臣会長）としてスタートしました。これによりすべての遺児（交通遺児は、交通遺児育英会を利用）の育英制度が整うこととなりました。

2018年4月より発足以来初めての奨学金給付制度を開始し、2019年4月からは事業拡大に伴い「任意団体」から「一般財団法人」へ移行しました。

3. 実績等

1988年4月以来32年間で4万9千人に累計547億円の奨学金を交付しました。

2019年度は新規に高等学校・高等専門学校生1,755人、大学生915人、専修・各種学校生383人、大学院生28人の計3,081人を奨学生として採用しました。奨学生数は前年から615人増加し、年間で6,551人に約48億円の奨学金を交付しました。（2020年2月10日現在）。

奨学金の他に、神戸、東京、仙台、石巻、陸前高田の「レインボーハウス（虹の家）」では、小中学生の遺児や保護者に対する心のケア活動を実施。夏休みの「奨学生のつどい」では、高校生、大学生、専門学校生らに対する教育事業を行っています。

また、学生寮「あしなが心塾」（東京都日野市）と「虹の心塾」（兵庫県神戸市）を運営しています。生活困窮世帯の遺児でも大学進学できるよう、朝夕食付で寮費は1万円です。

4. 奨学生の種類・月額・募集人数＝2020年度

奨学生の種類		月額	募集人数
高等学校奨学生 (高専1～3年生を含む)	国公立	4万5千円(内 貸与2万5千円・給付2万円)	予約(中3生) 1,500人
	私立	5万円(内 貸与3万円・給付2万円)	在学(全学年) 650人
大学奨学生 (短期大学を含む)	一般	7万円(内 貸与4万円・給付3万円)	予約(高3生) 600人
	特別	8万円(内 貸与5万円・給付3万円)	在学(全学年) 500人
専修・各種学校奨学生 (高専4,5年生を含む)	一律	7万円(内 貸与4万円・給付3万円)	予約(高3生) 130人 在学(全学年) 80人
大学院奨学生	一律	12万円(内 貸与8万円・給付4万円)	(前・後期1年生) 35人

※私立高校入学一時金(貸与30万円)・・・高校奨学生予約採用者対象(300人)

※私立大学入学一時金(貸与40万円)・・・大学奨学生予約採用者対象(170人)

※進学仕度一時金(40万円)・・・進学予定の高校奨学生3年生対象に貸与(450人)

5. 奨学生採用の条件

保護者が病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または1～5級の障害認定を受けており、経済的な援助を必要している25歳未満の子ども（※）で、次の条件に該当するもの。

- (1) 高等学校奨学生は、高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部、3年制の専修学校高等課程（大学受験資格を取得できる）に在学する生徒であること。
- (2) 大学奨学生は、大学または短期大学に在学する学生であること。
- (3) 専修学校および各種学校奨学生は、修業年限1年以上の専修学校専門課程または各種学校（無認可校は対象外）、または高等専門学校の4・5年生に在学する生徒であること。

※ 1995年（平成7年）4月2日以降に生まれた方

6. 奨学金の返還

奨学金のうち貸与部分は、送金が終了した6か月後から、年1回・半年に1回・毎月のいずれかの方法で20年以内に無利子で返還していただきます。返還が困難な方の相談も随時受け付けています。

7. 奨学生のつどい

(1) 高校奨学生のつどい

高校奨学生を対象に2泊3日の日程で夏休みに開催しています（全国8会場）。野外活動や語り合いなどを通しての仲間づくり、進路や夢について考えるプログラムも設けています。

(2) 大学奨学生、専修・各種学校奨学生のつどい

全国の大学および専修・各種学校奨学生1～2年生を対象に夏休みに開催します。卒業生や著名人の講演などもあり、より良い学生生活を送るためにどうするかを考える機会になっています。

8. 機関紙「NEW あしながファミリー」・ホームページ

本会の活動状況、先輩の社会体験、お母さん方の様子、奨学生が学校や家庭で頑張っている様子などを掲載した全国の奨学生・保護者のご支援者と本会を結ぶ「心の交流新聞」です。

また、ホームページ www.ashinaga.org でもさまざまな情報発信をしています。

9. レインボーハウス（神戸・東京・仙台・石巻・陸前高田）活動

神戸と東京の「レインボーハウス」では、遺児とその家族の心を癒す活動を続けています。

2011年3月の東日本大震災の遺児には、特別一時金として282万円を2,083人に給付。仙台・石巻・陸前高田に「レインボーハウス」を2014年度に開設し、ケア活動をすすめています。

10. 学生寮「あしなが心塾」（東京）・「虹の心塾」（神戸）

「あしなが心塾（東京都日野市）」と「虹の心塾（兵庫県神戸市）」の2つの学生寮を運営しています。寮（塾）費は、家具・寝具など完備で光熱費なども含め朝夕の2食付きで月1万円です。塾生たちが将来、厳しい格差社会を生き抜き、「世のため、人のため」に貢献する人材に育つようにとの期待を込め、塾には、挨拶・礼儀・規律を重んじるルールや、実力を養成する独自のカリキュラムがあります。収容人員は「あしなが心塾」180人、「虹の心塾」50人です。

お問い合わせ 一般財団法人あしなが育英会

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

電話（03）3221-0888 FAX 03-3221-7676 www.ashinaga.org

あしなが育英会 大学奨学金の申し込みに必要な書類 提出書類のチェック表

- 裏面の「奨学生申請に必要な書類」をよく読んで準備してください。
- 準備ができたなら、書類がそろっているか以下のチェック表を見ながら確認してください。
- 封筒に書類を入れて、切手を貼って、ポストに入れてください。
(切手の料金不足によって申請が遅れないよう注意してください)
- しおりをホームページからダウンロードした場合は封筒がありませんので、普通の封筒に入れて送ってください。
- 送り先は「大学奨学生在学募集のしおり」の1ページ目(表紙)に書かれています。
- 申請のしめきりは、5月20日(消印有効) です。
- わからないことがあれば、あしなが育英会奨学課 (0120)77-8565にお電話ください。

保護者が亡くなったご家庭	
提出書類	チェック欄
大学奨学生申請書 (同封の用紙・両面) ・記入忘れはありませんか？ ・裏面の下に2ヶ所押印しましたか？	☐
在学証明書・大学奨学生推薦書 誓約書および振込指定依頼書 ・同封の用紙を使っていますか？ (別紙では受け付けられません) ・誓約書に押印しましたか？	☐
奨学金を送金する ゆうちょ銀行の通帳コピー (白黒コピー)	☐
所得証明書 もしくは生活保護受給証明書 (市区町村役場発行のもの)	☐
こせきとうほん 戸籍謄本 ※あしなが高校奨学生は不要 (家族全員記載のもの)	☐

※あしなが高校奨学金に申請した時から内容に変更があった場合は、提出してください。

保護者が障害を負っているご家庭	
提出書類	チェック欄
大学奨学生申請書 (同封の用紙・両面) ・記入忘れはありませんか？ ・裏面の下に2ヶ所押印しましたか？	☐
在学証明書・大学奨学生推薦書 誓約書および振込指定依頼書 ・同封の用紙を使っていますか？ (別紙では受け付けられません) ・誓約書に押印しましたか？	☐
奨学金を送金する ゆうちょ銀行の通帳コピー (白黒コピー)	☐
所得証明書 もしくは生活保護受給証明書 (市区町村役場発行のもの)	☐
こせきとうほん 戸籍謄本 ※あしなが高校奨学生は不要 (家族全員記載のもの)	☐
障害に関する証明書 ※あしなが高校奨学生は不要 (障害者手帳・保健福祉手帳・年金裁定通知書・障害年金証書などのコピー)	☐

奨学生申請に必要な書類

1. 大学奨学生申請書（同封の用紙）

- ・「大学奨学生申請書の記入見本（表）（裏）」を参考にして、黒または青のインクの消せないボールペンでご記入ください。

2. 在学証明書・大学奨学生推薦書 誓約書および振込指定依頼書（同封の用紙）

- ・在学証明書および大学奨学生推薦書は、学長または学部長の推薦を受けてください。必ず同封のあしなが育英会の書式を使ってください。
- ・「在学証明書・大学奨学生推薦書 誓約書および振込指定依頼書の記入見本」を参考にして、ご記入ください。

3. 奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳コピー」（白黒コピー）

- ・同封の「ゆうちょ銀行口座記入の注意」の説明書のとおり、奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳コピー」を提出してください。
- ・口座は「通常貯金口座」にしてください。それ以外の「貯蓄口座」などには送金できません。

4. 所得証明書（生活保護を受けている家庭を除く）

- ・収入を得ている保護者の所得証明書を市区町村役場でとってください。
- ・保護者が収入を得ていない場合は、「所得なし」「非課税」「課税台帳に記載なし」の証明書を市区町村役場でとってください。
- ・所得証明書の発行は、市区町村役場の市区町村民税をあつかう課などで受けられます。
- ・申請する時に市区町村役場でとれる最新のものをとってください。
- ・源泉徴収票ではありません。

5. 生活保護受給証明書（生活保護を受けている家庭のみ）

- ・生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書を必ず提出してください。
- ・生活保護受給証明書の発行は、市区町村役場または福祉事務所で受けられます。

6. 戸籍謄本（こせきとうほん。戸籍抄本ではありません）あしなが高校奨学生は不要

- ・保護者が亡くなっている場合はその事項が記載してあるかご確認ください。
- ・戸籍謄本は、本籍地の市区町村役場でとってください（郵送でも発行手続きが可能です）。
- ・外国籍の方は住民票をとってください。
- ・保護者が障害を負っている場合も家族全員記載の戸籍謄本を提出してください。
※戸籍謄本は保護者の死亡や申請者との親子関係を確認するうえで必要な書類ですので、提出にご理解ください。

7. 保護者の障害に関する証明書（保護者が障害を負っている場合のみ）あしなが高校奨学生は不要

①次の場合は、都道府県知事等発行の障害者手帳または保健福祉手帳のコピー

- ・身体障害者福祉法による第1～5級の障害認定を受けている場合
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による第1～3級の障害認定を受けている場合

②次の場合は、障害等級が明記してある年金裁定通知書のコピーまたは障害年金証書のコピー

- ・国民年金法による障害基礎年金を受けている場合
- ・厚生年金保険法による障害厚生基礎年金を受けている場合
- ・労働者災害補償保険法等による第1～5級の障害補償年金を受けている場合

①と②両方にあてはまる場合は、等級が上の方（同じ場合は障害者手帳）のコピー

申請についてわからないことがあれば、あしなが育英会奨学課にお問い合わせください。